

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 産業労働部経営支援課

法令名	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	法令の番号	平成5年法律第51号		
許認可等の種類	連携計画の認定	根拠条項	第18条第1項		
審査基準	<p>認定の基準は、次のとおりである。</p> <p>商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律実施要領（平成5年8月30日付け5企庁第1898号） 第2の3 連携計画の認定基準</p> <p>（1）連携事業の内容が、基本指針に照らして適切なものであること。 （2）当該連携事業が、法第4条第1項に基づく経営改善普及事業又は認定計画に従って実施される基盤施設事業（以下「支援事業」という。）と連携して実施されることが当該支援事業の効果的な実施のために特に必要であること。 （3）連携事業実施者が、最近の事業実績、実施体制、財務内容等から判断して、連携事業を確実に遂行し得る能力を有する者であること。 （4）連携事業の実施時期並びに必要な資金の額及びその調達方法が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。 （5）商工会等が連携事業実施者に対して行う指導及び助言の方法（例えば、定期的開催される運営委員会等への商工会等役職員の参画、事業進捗状況の把握等）が適切なものであること。</p>				
受付機関	経営支援課	処理機関	経営支援課	交付機関	経営支援課
				標準処理期間	30日
				標準経由期間	日
					目次
					NO
					63